

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第955号 平成27年6月29日

ストレスチェック

昨年の6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、本年12月1日から従業員数が50人以上の全ての事業場において、「ストレスチェック」の実施と、その結果に基づく面接指導の実施等が義務付けられる事となりました。

今回の制度改正は、働く人達のメンタルヘルスの不調を未然に防ごうとするものであり、この中で、「ストレスチェック」については、

- ・職場における心理的負担の原因に関する項目
- ・心理的負担による心身の自覚症状に関する項目
- ・職場における支援に関する項目

という3つの項目について検査を行い、その結果は本人に通知されます。

メンタルヘルスに問題を抱えている職員が多いというのは、民間企業のみならず学校現場においても大きな問題となっています。

北海道教育委員会の調査によると、教職員、事務局職員の病気休職者等は平成20年度をピークに減少の傾向にあり、平成25年度は104人となっておりますが、その一方で、病気休職者に占める精神疾患による休職者の割合はこの数年増える傾向にあり、平成25年度では7割強となっています。また、病気休職までには至らない予備軍は相当の数に上ると考えられますので、教職員のメンタルヘルスの問題は、看過できない深刻な状況にあると受け止めなければなりません。

北海道教育委員会では、こうした状況を踏まえ、平成26年12月に「道立学校職員等のメンタルヘルス基本方針」を策定すると共に、平成17年7月、平成17年度から平成26年度までの10年間を推進期間とする「道立学校職員等のメンタルヘルス計画」を策定し、職員がその能力を遺憾なく発揮するための基礎となるメンタルヘルス対策を積極的に推進して来ました。

この計画においては、下記の通り3つのステージに分けて対策を講じる事としています。

- ・一次予防（実態の把握、予防的対策）
- ・二次予防（早期発見、早期対応）
- ・三次予防（職場復帰支援、再発防止）

この計画においては、今回の労働安全衛生法の一部改正により実施が義務付けられた「ストレスチェック」が、一次予防の重要な柱の一つとして位置付けられています。

北海道教育委員会のこうした取組にもかかわらず、学校現場等では管理職を含めメンタルヘルスに対する理解が必ずしも十分ではない職員が少なくない事から、「ストレスチェック」が十分活用されていないのが現状のようです。

北海道教育委員会においては、今回の制度改正を受け、現行計画の検証を行い、現場の意見や要望を基に、

- ・ 現行の3つのステージを「予防の取組」と「職場復帰・再発防止の取組」の2章だてとする事
- ・ 計画の内容は「予防の取組」に重点を置く

との観点に立って、新しい制度に対応するための計画の見直しを行うとしています。

折角、夢を持って教師になったにもかかわらず、メンタルに変調をきたし職場から離脱するというのは、本人はもとより、職場にとっても大きな損失です。

特に、外部要因ではなく、学校内部の人間関係からメンタルヘルスの問題が生じるというのとはあってはならない事です。

メンタルヘルスの問題は、ともすれば職員個人の問題として捉えられがちですが、職員がメンタルに変調をきたす背景には、業務量の問題や職場や保護者等との人間関係、更には職員の指導力等が相互に絡み合いながら症状として現れてくるものです。

一度メンタルに変調をきたすと職場復帰が容易ではないという現実がありますので、まずは職場全体で予防にしっかりと取組んで行かなければなりません。また同時に、個々の職員も、そうならないためにはどうすべきかを学び、身に付けて行動して行く事が大事だと思います。

(塾頭 吉田洋一)